学術集会運営細則

2011 年 5 月 19 日制定 2012 年 6 月 6 日改定 2013 年 5 月 22 日改定 2016 年 5 月 25 日改定

(目 的)

第 1 条 この細則は、公益社団法人日本麻酔科学会(以下、「この法人」という。)の定款第4条第 1号に定める学術集会のうち、この法人が主催する学術集会の運営について必要な事項を 定める.

(定義)

- 第 2 条 年次学術集会とは、有識者の講演、会員の再教育のための講演、会員の研究発表等を通し、 会員の知識の啓発及び質の高い研究成果の社会還元を目的とし、毎年1回定期的に開催す る集会をいう.
 - 2 支部学術集会とは、前項と同じ目的で、当該支部地域において毎年1回~2回定期的に開催する集会をいう。

(組 織)

- 第 3 条 学術委員会は、年次学術集会実行委員会(以下、「実行委員会」という.) を、この法人の 事業年度毎に設置するものとする.
 - 2 実行委員会委員(以下,「委員」という.) は,実行委員会委員長(以下,「委員長」という.) が決定し、学術委員会に答申し、理事会の承認後、理事長が委嘱する.
 - 3 委員長は、該当する年次学術集会の会長とする.
 - 4 実行委員会は、プログラム作成を担当する.
 - 5 委員長は、年次学術集会に関する報告を、学術委員会に行うものとする.
 - 6 支部学術集会においては、運営委員会が年次学術集会における実行委員会に相当する機能 を果たすものとする.
 - 7 支部長は、支部学術集会に関する報告を、学術委員会に行うものとする.

(会 長)

- 第 4 条 年次学術集会を運営するため、この法人に会長1名を置く.
 - 2 支部学術集会を運営するため、各支部学術集会会長を置く.

(会長の選任)

- 第 5 条 年次学術集会及び支部学術集会の会長は、理事会で選任する.
 - 2 選任は別に定める内規に基づいて行う.

(会長の職務)

- 第 6 条 年次学術集会および支部学術集会の会長は、この法人の学術事業のうち学術集会の開催に かかる業務を担当する.
 - 2 年次学術集会の会長に事故ある時は、理事会で代行者、又は後任者を決定する
 - 3 支部学術集会の会長に事故ある時は、理事会で代行者、又は後任者を決定する.
 - 4 年次学術集会及び支部学術集会の会長は、学術集会にかかる業務について、学術委員会の 承認の下に運営し、開催後は速やかに開催報告書を学術委員会に提出する.

(会長の任期)

第7条 年次学術集会及び支部学術集会の会長の任期は、担当する事業年度の1年とする.

(実行委員会の任期)

第 8 条 実行委員会の任期は、委嘱された日から該当する年次学術集会の会務報告がなされるまで

とする.

2 実行委員に欠員が生じたときは、委員会が後任者を推薦し、理事長が委嘱する.

(守秘義務)

第 9 条 委員は採否確定前の演題等、審議中に知りえた事項を外部に漏らしてはならない。

(開催日等)

- 第10条 年次学術集会は、原則として毎年5月中旬から6月下旬の間とし、支部学術集会は原則として9月第1週または第2週に開催する。
 - 2 年次学術集会開催場所は、5年先まで学術委員会が決定し、理事会が承認する.
 - 3 支部学術集会開催場所は,3年先まで支部運営委員会が決定し,学術委員会に答申の上,理事会が承認する.

(学術集会の公開)

第11条 学術集会は公開とする.

(参加登録)

第12条 学術集会に参加しようとする者は、この法人の事務局に必要事項を記した登録用紙または 電子申請を提出するとともに、参加費を納入し、参加登録をしなければならない、参加登 録は本人によるもの以外は認めない、ただし、学術委員会が参加登録を不要と認めたもの はこの限りではない。

(発表資格)

- 第13条 学術集会で発表をすることができる者は会員資格を問わず、次の各号に掲げる者とする.
 - (1) 査読により十分に水準が高い研究であると認められた者
 - (2) 実行委員会が講演あるいは意見の発表者として適任であると推薦し、学術委員会が承認した者

(発表の申し込み)

第14条 学術集会で発表を行おうとする者は、法人の指定する期日までに、発表内容等を所定の様式により申し込まなければならない。

(採否等)

- 第15条 年次学術集会,支部学術集会で申し込まれた発表は,学術委員会が選任した査読者により 査読を行う.
 - 2 申し込まれた発表等についての採否,発表形式,発表日時については,別に定める申し合わせに基づき決定し,申込者に通知する.

(予稿集)

第16条 学術集会の予稿集等は、この法人のホームページ等に掲載する.

(細則の変更)

第17条 この細則の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(3)に従ってなす。

(雑 則)

第18条 この細則に定めるもののほか、学術集会運営に関し必要な事項は、別に定める.

附 則

1. この細則は2011年5月19日から施行する.